

## 阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和4年10月5日

阪神水道企業団  
企業長 吉田 延 雄

### 1 業務概要

#### (1) 業務名称

人事労務管理システム導入業務（以下「導入業務」という。）

#### (2) 業務の目的

本業務は、企業団において導入後、一定の年数が経過し、ハードウェアの老朽化による保守停止が見込まれる人事・給与システム及び勤怠管理システムの更新に合わせて、職員の事務工数過多の要因となっている現行システム上の課題及び勤怠システムとの連携に係る煩雑な事務処理の解消を行うため、各システムを統合した一体型のシステムを導入するものである。

なお、今回導入する本システムは、データセンター等の外部施設を利用するクラウド型のサービス形態とし、カスタマイズを極力抑制できるパッケージ導入を前提に業務最適化を図るものとする。

#### (3) 業務の内容

##### ア 調達業務

- (ア) 人事情報管理、給与計算、勤怠管理、庶務事務、職員情報共有の各機能を有するシステム（ソフトウェア）
- (イ) データセンター（勤怠管理打刻情報収集用サーバを含む。）
- (ウ) 閉域ネットワーク回線（本庁舎～データセンター）
- (エ) 打刻情報収集用オンラインタイムレコーダー6台及びソフトウェア
- (オ) その他システムの構築、設置及び運用に必要な機器等

##### イ 新システムに係る調達・導入作業

##### ウ データ移行作業

##### エ 国の制度改正の対応

##### オ 操作マニュアルの作成

##### カ 職員の操作研修等

##### キ システムの保守・サポート

##### ク その他必要な項目

#### (4) システムの概要

システムの主たる機能は次のとおりとし、各機能が一体型のシステムとして運用できるものとする。

##### ア 人事情報管理

##### イ 給与計算

- ウ 勤怠管理
- エ 庶務事務
- オ 職員情報共有

(5) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

(6) 履行場所

阪神水道企業団 本庁舎（神戸市東灘区西岡本3-20-1）  
大道取水場（大阪市東淀川区大道南2-4-21）  
猪名川浄水場（尼崎市田能5-11-1）  
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4-5-65）  
甲東ポンプ場（西宮市上大市3-2-53）  
水質試験所（尼崎市田能5-11-1）

(7) 上限金額

21,340,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

上記の金額には、システム保守業務（以下「保守業務」という。）に係る経費は含まれない。

(8) 保守業務

ア 契約

保守業務については、導入業務の受託者と別途随意契約を締結する。

イ 仕様書

「人事労務管理システム導入業務仕様書」に記載のとおりである。ただし、この仕様書は、導入業務の受託者の特定のために利用するものである。

ウ 導入業務の特定

導入業務の受託者の特定に当たっては、保守業務の見積額（5年間の保守業務に係る金額）も評価対象とする。

エ 上限金額

15,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、上記の上限金額は、5年間の保守業務に係る金額である。

## 2 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。

- (1) 官公庁（国、地方公共団体、一部事務組合）において、人事・給与・勤怠・庶務事務の各機能を有するシステムの開発・構築・導入業務を受託し、過去5年間（平成29年度以降）において適正に契約を履行（契約満了）した実績を有すること。ただし、現在履行中のものについては、通算の実績に含めて差し支えないものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開

始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。

- (4) 近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県及び滋賀県）内に本店、支店、営業所があること。また、企業団へおおむね2時間以内に到着できること。
- (5) ISMS/ISO27001又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークのいずれかの認証を取得していること。
- (6) この提案説明書の公告の日以後から契約の日までに、国及び近畿2府4県内の地方公共団体からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 官公庁向け人事・給与・勤怠・庶務事務の各機能を有するシステムの開発・構築・導入業務において、主担当としての業務経験を過去5年（平成29年度以降）において、1件以上有している専任担当技術者を配置することができること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### 3 参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

参加表明に必要な書類は次のとおりとし、文字サイズは12ポイント以上とする。

- (1) 参加表明書（様式－1）
- (2) 誓約書（様式－2）
- (3) 過去5年間の業務実績（様式－3）
- (4) 業務従事予定者の業務経験（様式－4）
- (5) 2(5)に示す参加資格を有することを証明できる書類の写し1部

### 4 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

#### (1) 提出方法

3に記載した参加表明に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）は、持参により提出すること。

#### (2) 提出先及び提出期限

##### ア 提出先（受付担当）

〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

総務部総務課契約係 TEL 078-431-1902

イ 受付期間 公告の日から令和4年10月14日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前9時00分から午後5時00分まで（午前11時30分から午後1時30分までを除く。）

### 5 参加表明後の流れ

#### (1) スケジュール

本業務の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書等提出の受付及び提案説明書の配付	公告の日～10月14日(金)

質問の受付	公告の日～10月17日(月)
質問への回答	10月18日(火)
提案書提出の受付	10月19日(水)～10月26日(水)
一次審査及び結果公表	10月27日(木)
二次審査（プレゼンテーション等）	10月31日(月)
提案書の特定及び契約締結	11月2日(水)～

(2) 提案説明書の配付

参加表明書等の提出者（以下「参加表明者」という。）に対して、企業団から提案書の作成方法等を記載した提案説明書を配付する。

(3) 受託者の特定方法

一次審査及び二次審査により、最も優れた提案者を特定する。ただし、参加表明時において、資格要件を満たさない者又は参加表明書等に不備がある者については失格とし、提案書の評価は行わない。

ア 一次審査

一次審査は、次のとおり実施する。

(ア) 実施日

令和4年10月27日(木)

(イ) 対象者

参加表明者

(ウ) 審査方法

提案書及び参加資格審査申請書の書面審査による。

※ 提出書類による書面審査のため、提案者の出席は不要である。

(エ) 通過者

3者以内とする。

(オ) 結果の通知

審査結果は、提案書の提出者全員に対して電子メール（参加表明書記載のE-mailアドレス先に送信する。）により行う。

イ 二次審査

二次審査は、次のとおり実施する。

(ア) 実施日

令和4年10月31日(月)

変更となる場合には、総務部総務課契約係より、変更後の実施日を一次審査通過者に電子メール（参加表明書記載のE-mailアドレス先に送信する。）にて通知する。

(イ) 対象者

## 一次審査の通過者

### (ウ) 審査方法

提案書及びプレゼンテーションの内容について、企業団において設置する「評価委員会」において一定の評価基準に基づき審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。

## 6 プロポーザル（提案）を求める内容

### (1) 業務実施計画

業務を実施する体制（業務従事者の人数・構成）並びに業務実施方法、手順及びスケジュールを提案すること。

### (2) システムの概要

システムの概要（基本的な考え方、システムの全体構成（クライアント条件を含む。）、簡便な機能説明、セールスポイント等）を記載すること。

なお、機能説明には、次の資料を必ず添付すること。

ア データ移行から利用者登録、人事登録、基本情報登録、給与データ、給与支払、年末調整、昇給等、人事発令、各種統計資料出力等、全ての機能が使用できるまでの流れがわかる資料

イ 運用する職員の視点に立った機能説明資料

ウ システム管理者機能の資料

エ システムのセキュリティ対策の資料

オ 人事・給与・勤怠管理の連携方法（ひとつのシステムに入力したデータが、自動的にデータが各システムに送られる仕様となっているか、CSV等を経由してデータを送るのかなど。）

### (3) 保守業務に関する考え方

どのような体制で企業団職員からの問い合わせに対応する予定であるかを提案すること。

### (4) 制度改正への対応

本業務の受託後、人事院勧告、税制改正及び地方公務員法等の改正があった場合に、システムのパッケージ内でどのような改正内容に対応できるのかを提案すること。

また、給与実態調査の様式変更や条件抽出方法の変更等があった場合に、システムのパッケージ内でどのような改正内容に対応できるのかを提案すること。

### (5) データセンター要件確認書

別途配付する「データセンター要件確認書」に記載の機能に関して、充足の可否を回答すること。

### (6) 業務機能要求書

別途配付する「業務機能要求書」に記載の機能に関して、実装の可否を回答すること。

### (7) プレゼンテーション

システムの操作性及び有益機能が明らかとなるデモンストレーションを中心としたプレゼンテーションを実施すること。

なお、プレゼンテーションについては、別途配付する「プレゼンテーション実施要領」を参照すること。

(8) その他

その他独自の提案がある場合は、その内容を提案すること。

7 契約に関する条件

契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が200万円を超える場合には、受託者は暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

8 その他の留意事項

- (1) 本業務の内容に係る説明会等を行わない。
- (2) 参加表明書等の作成及び提出に関する費用は参加表明者の負担とする。
- (3) 参加表明者が企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は、提出された当該参加表明書等を無効とする。

また、参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、当該参加表明書等を無効とするとともに、当該参加表明者に対して指名停止の措置を行うことがある。

- (4) 提出された参加表明書等は返却しない。また、当該参加表明書等は受託者の特定以外には使用しない。
- (5) 本業務のプロポーザル手続において知り得た一切の事項について第三者へ漏らさないこと。

## 参加表明書

令和 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

### 記

1 公告日 令和 年 月 日

2 業務名称 人事労務管理システム導入業務

担当部署

担当者名

T E L

F A X

E - m a i l

## 誓 約 書

令和 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

「人事労務管理システム導入業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていること及び本業務のプロポーザル手続において知り得た一切の事項について第三者へ漏らさないことを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。



## 過去5年間の業務実績

No.	業務名	契約金額	履行期間	発注機関名
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				

注1：過去5年間（平成29年以降）の業務実績について、10件を上限として記載すること。

注2：ここでいう業務実績とは、3頁における2(1)に示す実績をいう。

官公庁における受託実績がある場合は、その受託実績を必ず記載すること。

## 業務従事予定者の業務経験

ふりがな				
①氏名				
②所属・役職				
③業務経験				
業務名	契約金額	履行期間	発注機関名	業務の内容

注 1：業務従事予定者のうち 1 名について提出すること。

注 2：③には、過去 5 年間（平成 29 年度以降）の業務経験を、5 件を上限として記載すること。

なお、業務経験の内容とは、3 頁における 2 (7) に示す経験をいう。具体的には、官公庁における人事・労務管理等のシステム開発・構築・導入業務に係る経験のことをいう。官公庁における受託実績がある場合には、その受託実績を必ず記載すること。